

特記仕様書（共通）

I 工事概要

工事名称 令和8年度第高専 101 号
高専開設準備局事務所改修工事
工事場所 滋賀県野洲市小篠原 1 9 7 7-1
履行期限 令和8年9月15日限り
工事目的 トイレその他改修

II 一般事項

- ア 各種関連法令および工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書および施工計画に従って施工すること。
- イ 請負人は、工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付すること。
- ウ 請負人は、建設工事等に伴う許認可等の各種申請を行うこと。
- エ 工事時間（現場作業時間、重機の稼働時間、搬出入時間等）については、近隣住民等に十分配慮した時間帯とすること。
土日祝以外の休暇日
・夏季集中休暇 8月12日～8月14日
- オ 工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃、臭気等の発生、土壌汚染、排水汚染等の公害が生じないように、工事完了まで万全の対策を講じること。
- カ 本工事区域は住居が近接していることから、騒音、振動等を最小限にとどめるとともに、近隣住民の安全には最大限の配慮を行うこと。
- キ 工事エリア外での資材の仮置き、工事関係車両の駐車等を生じさせないこと。また、夜間等における不法侵入防止など、工事現場内の保安管理に留意すること。
- ク 当該作業区域への進入経路は法人の指示に従うこと。また、このことについては工事期間中作業区域に出入りする工事関係車両に対して周知徹底すること。
- ケ 周辺道路の交差点部、工事車両の出入口部等必要な箇所には交通誘導員等を適切に配置し、工事期間中の周辺環境の安全性を確保すること。特に、大型車両の出入りについては、十分な安全対策を講じること。
- コ 工事管理書類の作成等にあつては、「滋賀県立大学工事管理マニュアル（高専版）」（以下「管理マニュアル」という。）に準じて作成のこと。

III 着工前業務

- ア 着工に先立ち、建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と構内の安全を確保すること。
- イ 請負人は、工事の着手前および完了後に、自ら必要と思われる範囲の近隣家屋・工作物の調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。

ウ 工事に着手するときは、管理マニュアルに準じて工事着工届書等を提出して監督職員の承諾を受けること。

IV施工期間中業務

ア 請負人は、法人に対し工事施工の事前説明および事後報告を行うこと。

イ 請負人は、管理マニュアルに示す書類を法人に提出するとともに、工事施工、工事管理の状況について定期的に法人の確認を受けること。

ウ 請負人は、「公共工事に入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、適切な施工体制を講じること。

エ 各種下請業者、製造所等県下で供給できるものについては、極力県内業者を選定すること。

オ 各種機器類、建材類等の形状、色彩については、原則として提案内容および設計図書によるものとするが、決定は、材料承認届を受けて、法人が行うものとする。

カ 材料の検査に伴う試験は、原則として公的試験場で行うこと。

キ 工事で使用する各種塗料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とすること。

ク 工事で使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

ケ 工事中の安全対策等は、請負人において十分に行うこと。

コ 構内および工事関係者の安全確保や労働環境保全に十分配慮すること。

サ 事故、火災等非常時の対応については、予め法人と協議のうえ安全計画書を作成し、事故等が発生した場合には安全計画に基づき直ちに必要な措置を講じること。

シ 万が一、既存舗装、その他工作物等を破損した場合にあっては、関係者への対処と合わせ、すみやかに現状復旧を行うこと。

ス 工事施工上、やむなく既存の花壇、フェンス等の工作物の一部を一時的に撤去する場合は、事前に法人と協議し承諾を得るとともに、工事完了時には現状復旧すること。

セ 本工事により発生する建設廃棄物および特定建設資材廃棄物は、建設リサイクル法他関係法令等を遵守し、適正に処理し、法人に報告すること。

ソ 請負人は、過積載等違法運行防止を図り、道路交通法を遵守すること。

タ 請負人は、電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、すみやかに監督職員にその旨報告すること。

チ シンナー等の保管については、工事現場に放置することなく厳重に行い、盗難を防止するとともに、保管数量についても作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

ツ 構内全面禁煙について作業員に周知徹底すること。

テ 構内での作業の際は、名札を着用すること。また車両には工事関係車両であることを表示すること

V 竣工時業務

- ア 工事完了検査に必要な手続き業務は、工事全体工程に支障がないよう実施すること。
- イ 請負人は、建築基準法および消防法に基づく完了検査ならびに公立大学法人会計規則（平成18年公立大法人滋賀県立大学規則第4号）および公立大学法人滋賀県立大学建設工事建設工事執行規程（平成19年公立大学法人滋賀県立大学規程第116号）に基づく工事完了検査を受けること。
- ウ 請負人は、引き渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。（部数、詳細については、監督職員の指示による。）
- エ 請負人は、管理マニュアルに示す書類を監督職員に提出し、確認を受けること。
なお、竣工写真、竣工図は次のとおりとする。
- a 竣工写真
- ・ 外観写真、内観写真（3枚/1ページ）をA4用紙に印刷して提出すること。
 - ・ 写真データ（ファイル形式：JPEG）をCD-R等にて提出すること。
 - ・ 著作権は、請負人が法人に無償で譲渡するものとし、法人は了解無くパンフレット、広報等に活用できるものとする。
- b 竣工図
- ・ 縮小版A4サイズを1部提出すること。
 - ・ CADデータ（jww）を提出すること。
 - ・ 著作権は、請負人が法人に無償で譲渡するものとし、法人は了解なく改修工事、次期以降の工事等に活用できるものとする。